

議第11号

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則を次のように定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

文化及び文化財保護の事務を知事の職務権限とすることに伴い、関係する教育委員会規則の改廃を行う。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十二年二月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安幅正寿

岐阜県教育委員会規則第 号

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 教育長に対する権限の委任等に関する規則(昭和二十二年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第五条第一項第五号中「第二条第一項各号に掲げる事項」を「第二条第一項第一号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事務(第十一号にあつては、軽易な事項を除く。)」に改める。

(岐阜県教育委員会表彰規則の一部改正)

第二条 岐阜県教育委員会表彰規則(昭和二十九年岐阜県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、学芸その他文化」を「及び学術」に改める。

第二条第一号中「、技芸及び芸術」を削り、同条第五号中「定める」を「掲げる」に改める。

第二条第一号中「、技芸及び芸術」を削る。

(岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第三条 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表環境生活部長の項第一号中「、高山陣屋管理事務所及び文化財保護センター」を「及び高山陣屋管理事務所」に改める。

第二条第一項中「次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表の補助執行事項の欄」を「環境生活部長に、次」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一　社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に関すること。
- 二　社会教育法第十五条第一項の規定による社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三　図書館法第十五条の規定による岐阜県図書館協議会の委員の任命に関すること。
- 四　博物館法第十条の規定による博物館の登録
- 五　博物館法第十二条第二項の規定による博物館の変更登録
- 六　博物館法第十四条第一項の規定による博物館の登録の取消し
- 七　博物館法第十五条第二項の規定による博物館の登録の抹消
- 八　博物館法第二十九条の規定による博物館に相当する施設の指定
- 九　博物館法施行規則（昭和二十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し
- 十　博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）の規定により教育委員会が行う事務
- 十一　第四号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。
- 十二　博物館法第二十一条の規定による岐阜県美術館協議会、岐阜県現代陶芸美術館協議会及び岐阜県博物館協議会の委員の任命に関すること。

第三条第二項中「同項の表の補助執行事項の欄に掲げる事務」を「同項第一号、第十号及び第十一号に掲げる事務（第十一号にあつては、軽易な事項に限る。）」に、「次に掲げるものを除き、前項の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員」を「環境生活部長」に改め、同項各号を削る。

（岐阜県文化財保護条例施行規則等の廃止）

第四条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一　岐阜県文化財保護条例施行規則（昭和二十二年岐阜県教育委員会規則第九号）
- 二　岐阜県教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成二十一年岐阜県教育委員会規則第六号）
- 三　岐阜県文化財保護センター管理規則（平成二十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則の概要

1 前提となる事実

文化及び文化財保護の事務を知事の職務権限とすることに伴い、関係する教育委員会規則の改廃を行うもの。

2 施行日

平成31年4月1日

3 内容

(1) 一部改正

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

教育委員会の職務権限から文化財保護に関するのを削除

(第1条、第5条)

○岐阜県教育委員会表彰規則

教育委員会表彰から文化及び文化財保護に関するのを削除

(第1条、第2条、第3条)

○岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

環境生活部長への委任事項及び補助執行事項から文化財保護に関するのを削除

(第2条、第3条)

(2) 廃止

○岐阜県文化財保護条例施行規則

○岐阜県教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則

○岐阜県文化財保護センター管理規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

(新)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十三まで 略

十四 削除

十五から二十まで 略

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十三まで 略

十四 削除

十五から二十まで 略

(旧)

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から四まで 略

五 委任等規則第三条第一項第二号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事務（第十一号にあつては、軽易な事項を除く。）

第二条から第四条まで 略

付 則 略

2

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から四まで 略

五 委任等規則第三条第二項各号に掲げる事項

第二条から第四条まで 略

付 則 略

2

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から四まで 略

五 委任等規則第三条第二項各号に掲げる事項

第二条から第四条まで 略

付 則 略

2

岐阜県教育委員会表彰規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号）新旧対照表

(新) (旧)

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県の教育及び学術の向上発展に關し功績顯著な県内の団体及び個人の表彰に關する基本的事項を定めることを目的とする。

(表彰を受けることができるもの)

第二条 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに對して表彰を行う。

- 一 学術の振興を図り、その成績優良なもの
二から四まで 略

- 五 前各号に掲げるもののほか、美事善行のあるもの又は特に表彰することを適當と認められるもの

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県の教育、学芸その他文化の向上発展に關し功績顯著な県内の団体及び個人の表彰に關する基本的事項を定めることを目的とする。

(表彰を受けることができるもの)

第二条 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに對して表彰を行う。

- 一 学術、技芸及び芸術の振興を図り、その成績優良なもの
二から五まで 略

- 五 前各号に定めるもののほか、美事善行のあるもの又は特に表彰することを適當と認められるもの

第三条 県教育委員会は、前条第四号に該当する者として第七条の推薦があつたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める者について表彰を行うものとする。
一 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の發行をし、その他学術の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。
二から四まで 略

第三条 県教育委員会は、前条第四号に該当する者として第七条の推薦があつたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める者について表彰を行うものとする。
一 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の發行をし、その他学術、技芸及び芸術の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。
二から四まで 略

付 則 略

別記第1号様式から第4号様式まで 略

付 則 略

別記第1号様式から第4号様式まで 略

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

(新) (旧)

第一条 略

(委任)

第二条 次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により知事の補助職員に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

知事の補助職員	委任事項
環境生活部長	一 美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館及び高山陣屋管理事務所の職員の任免その他の人事に関すること。
二から十二まで	略

第一条 略

(委任)

第二条 次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により知事の補助職員に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

知事の補助職員	委任事項
環境生活部長	一 美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所及び文化財保護センターの職員の任免その他の人事に関すること。
二から十二まで	略

(新) (旧)

第一条 略

(委任)

第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。

(補助執行)	第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させること。
一 社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に関すること。	社会教育法第九条に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。
二 社会教育法第十五条第一項の規定による社会教育委員の委嘱に関すること。	社会教育法第十五条第一項の規定による社会教育委員の委嘱に関すること。
三 図書館法第十五条の規定による岐阜県図書館協議会の委員の任命に関すること。	図書館法第十五条の規定による岐阜県図書館協議会の委員の任命に関すること。

- | | |
|----|---|
| 四 | 博物館法第十条の規定による博物館の登録 |
| 五 | 博物館法第十三条第二項の規定による博物館の変更登録 |
| 六 | 博物館法第十四条第一項の規定による博物館の登録の取消し |
| 七 | 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の登録の抹消 |
| 八 | 博物館法第二十九条の規定による博物館に相当する施設の指定 |
| 九 | 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し |
| 十 | 博物館法登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）の規定により教育委員会が行う事務 |
| 十一 | 第四号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。 |
| 十二 | 博物館法第二十一条の規定による岐阜県美術館協議会、岐阜県現代陶芸美術館協議会及び岐阜県博物館協議会の委員の任命に関すること。 |
| 十三 | 第六号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。 |
| 十四 | 博物館法第二十一条の規定による岐阜県美術館協議会、岐阜県現代陶芸美術館及び岐阜県博物館協議会の委員の任命に関すること。 |
| 十五 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）及び銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規 |
| 五 | 前号に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務（県事務所長の項第一号に掲げるもの及び文化財保護センター所長の項第一号に掲げるものを除く。）。 |
| 六 | 博物館法第十条の規定による博物館の登録 |
| 七 | 博物館法第十三条第二項の規定による博物館の変更登録 |
| 八 | 博物館法第十四条第一項の規定による博物館の登録 |
| 九 | 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の登録の抹消 |
| 十 | 博物館法第二十九条の規定による博物館に相当する施設の指定 |
| 十一 | 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し |
| 十二 | 博物館法登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）の規定により教育委員会が行う事務 |
| 十三 | 第六号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。 |
| 十四 | 博物館法第二十一条の規定による岐阜県美術館協議会、岐阜県現代陶芸美術館及び岐阜県博物館協議会の委員の任命に関すること。 |
| 十五 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）及び銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規 |

2 前項の規定により同項第一号、第十号及び第十一号に掲げる事務（第十一号にあつては、軽易な事項に限る。）を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、環境生活部長に専決させるものとする。

県事務所長	則第一号の規定により教育委員会が行う事務
文化財保護センター所長	一 岐阜県文化財保護センター管理規則（平成二十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）の規定により教育委員会が行う事務

2 前項の規定により同項の表の補助執行事項の欄に掲げる事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、次に掲げるものを除き、前項の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に専決させるものとする。

一 前項の表環境生活部長の項第二号、第三号、第六号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事務（第十三号にあつては、軽易な事項を除く。）

二 前項の表環境生活部長の項第四号に掲げる事務のうち次に掲げるもの

イ 文化財保護法第一百十条第一項の史跡名勝天然記念物の仮指定

ロ 文化財保護法第一百十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

ハ 岐阜県文化財保護条例（以下この号において「条例」という。）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定

二 条例第四条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定の解除

ホ 条例第七条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定の解除

ヘ 条例第七条の二第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定の解除

ト 条例第七条の六第一項の規定による岐阜県重要有形民俗文化財又は岐阜県重要無形民俗文化財の指定

チ 条例第七条の七第一項の規定による岐阜県重要有形民俗文化財又は岐阜県重要無形民俗文化財の指定の解除

リ 条例第八条第一項の規定による岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の指定

ヌ 条例第九条第一項の規定による岐阜県文化財保護審議会への諮問
記念物の指定の解除

ル 条例第十二条の二の規定による岐阜県文化財保護審議会への諮問

ヲ 条例第十三条第三項の規定による岐阜県文化財保護審議会の委員及び臨時委員の任命

附

則

略

附

則

略